

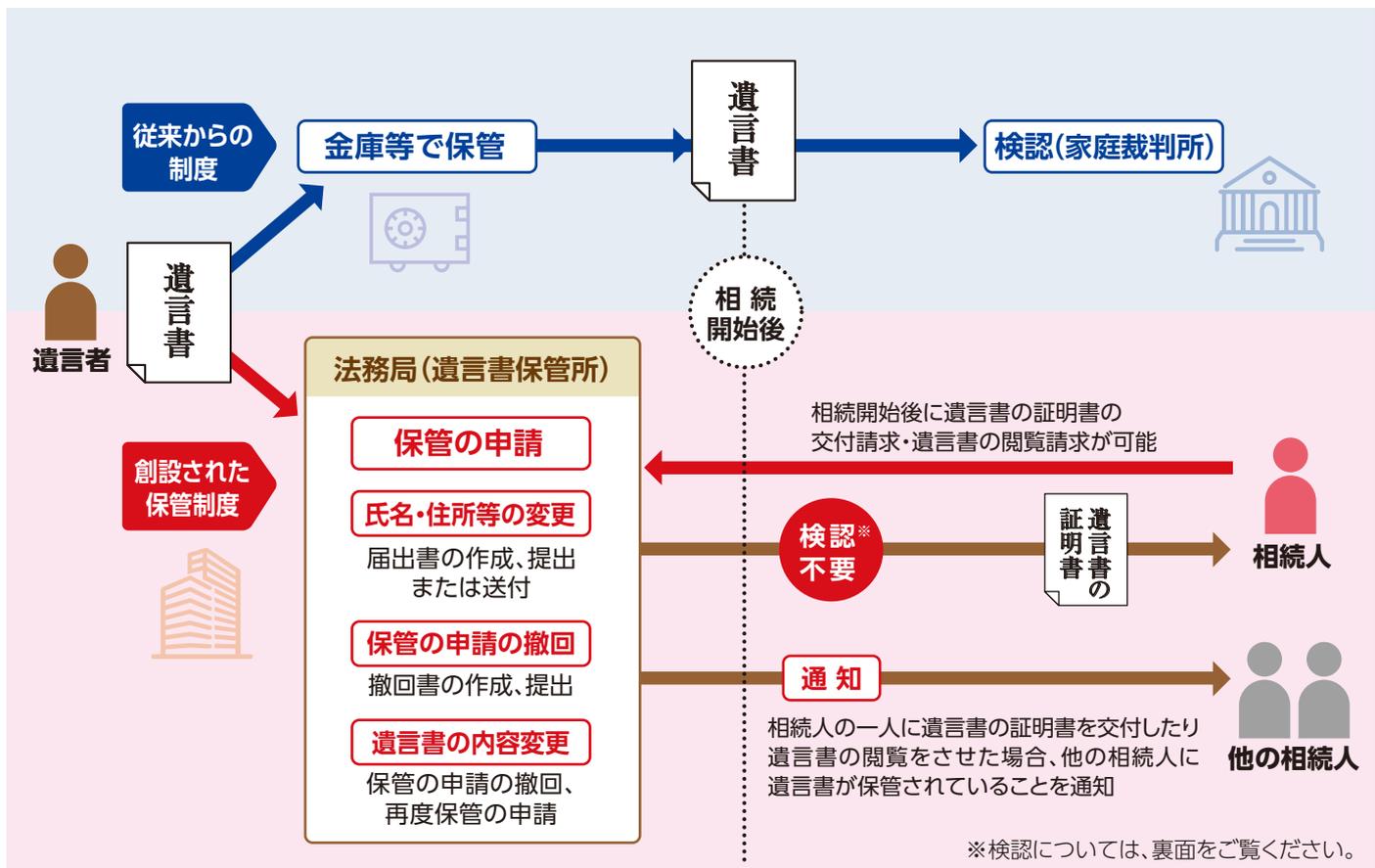
自筆証書遺言の保管制度 (法務局による保管)

自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、公正証書遺言に比べ特別の費用もかからず手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等に改ざんされる等のおそれが指摘されていました。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず問題点を解消するために、自筆証書遺言の法務局(遺言書保管所)での保管制度が創設されました。(2020年7月10日制度開始)

なお、保管制度を利用せず、従来どおり自宅等に保管することも可能です。

【制度の概要】



..... 裏面へ

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら



【遺言者の手続き】

場面	注意点	
遺言書を預ける	預けられる遺言書	A4サイズ等、決められた様式に従って作成された、無封でホッチキス止めしない自筆証書遺言に限られます。
	法務局	・「遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地」のいずれかを管轄する法務局に限られます。
	保管の申請	・本人が、遺言書保管所（法務大臣の指定する法務局）に出向く必要があります。 ・手数料が必要です。（1通3,900円）
	法務局職員への対応	・全文、日付および氏名の自書、押印の有無等外形的な確認を行います。 ・遺言書の内容について相談には応じません。 ・遺言書の有効性も保証しません。
変更事項を届け出る	・「遺言者の氏名、住所、本籍」「受遺者の氏名または名称、住所」「遺言執行者の氏名または名称、住所」などに変更があれば届出が必要です。	
預けた遺言書を返してもらう（撤回）	・撤回により遺言が無効になるわけではありません。 ・遺言内容を変更する場合は、撤回せずに新たな遺言書を預けることも可能ですが、撤回した後に内容を変更した遺言書を預けることが推奨されています。	
預けた遺言書を見る（閲覧）	・法務局設置のモニターによる閲覧または原本の閲覧が可能です。 ・手数料が必要です。（モニターによる閲覧：1回1,400円、原本閲覧：1,700円）	

【相続人等の手続き】

場面	注意点	
預けられているか確認する	「遺言書保管事実証明書」の請求	・遺言者の死亡後、相続人、受遺者、遺言執行者などが請求できます。 ・手数料が必要です。（1通800円）
遺言書の内容の証明書を取得する	「遺言書情報証明書」の請求	・遺言者の死亡後、相続人、受遺者、遺言執行者などが請求できます。 ・手数料が必要です。（1通1,400円） ・請求人以外の相続人、受遺者、遺言執行者などに、遺言書が保管されている旨通知されます。
	登記等の手続き関係	・「遺言書情報証明書」で登記等の手続きを行います。 ・保管されている遺言書は返却されません。 ・法務局に保管されている遺言書は検認*が不要です。
遺言書を見る（閲覧）	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者の死亡後、相続人、受遺者、遺言執行者などが請求できます。 ・法務局設置のモニターによる閲覧または原本の閲覧が可能です。 ・手数料が必要です。（モニターによる閲覧：1回1,400円、原本閲覧：1,700円） ・請求人以外の相続人、受遺者、遺言執行者などに、遺言書が保管されている旨通知されます。 	

*検認・・・相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。自筆証書遺言の執行をするためには、遺言書に「検認済証明書」がつづられ、割印が押されていることが必要です。

*本紙は2023年8月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。